## (入港手続)

- 第十五条 開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船の積荷、旅客(当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 2 外国貿易船が前項の報告をしないで開港に入港したときは、船長は、当該外国貿易船の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

## 3~6 (省略)

- 7 開港に入港しようとする外国貿易船の運航者等(船舶所有者、船舶賃借人又は傭船者であって、この項に規定する積荷の運送契約の当事者である者をいう。)は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の当該開港への入港時の積荷(コンテナーに詰められているものに限る。)の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない
- 8 前項に規定する積荷の荷送人であつて政令で定める者(以下この項において単に「荷送人」という。)は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該荷送人に係る積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 9 税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易機の登録記号及び国籍のほか、当該外国貿易機の積荷、旅客(当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 10 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空港に入港したときは、機長は、当該外国貿易機の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

## 11~14 (省略)

## (積荷に関する事項の報告)

- 第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項から第九項までの規定により積荷に関する事項 の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があ ると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の 政令で定める者に対し、報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、遅滞なく、当該報告をしなければならない。

- 第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 (省略)
- 二 第十五条の二第二項(積荷に関する事項の報告)の規定による報告をせず、又は偽つた 報告をした者
- 三~十八 (省略)
- ◎ 関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(抄)

(積荷に関する事項の報告の求め)

- 第十三条の二 法第十五条の二第一項 (積荷に関する事項の報告) の規定により報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 法第十五条第一項又は第七項から第九項まで(入港手続)の規定による報告に係る積荷 (以下この項において単に「積荷」という。)の仕出地及び仕向地
  - 二 積荷の記号、番号、品名及び数量
  - 三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号
- 2 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項又は第七項から第九項までの規定による報告に係る積荷の荷受人とする。